

深谷市公共施設適正配置基本方針



平成 24 年 11 月

深谷市

はじめに

深谷市の公共施設は、合併前の1市3町において、高度経済成長とこれに伴う人口増加や市民ニーズの多様化などに対応するべく整備を進めてきたことから、平成18年1月の合併により、同種・同機能の施設を含めて数多く配置されております。

しかし、こうした施設の多くが築30年以上経過し老朽化を迎え、大規模改修や建替え等にかかる多額の費用が見込まれる一方、今後は合併に伴う財政的な支援措置の段階的な縮小、少子高齢化の更なる進展による市税、施設使用料などの自主財源の減少、扶助費（生活保護、児童・老人・障害福祉に関する給付）の増大など厳しい財政状況が予測されます。

こうした状況を踏まえ、本市が保有する公共施設の現状、課題について調査、分析を行い、将来を見据えた公共施設のあり方について検討を行いました。

その結果、現在保有する施設を今のまま維持し続けていくことは、本市財政にとって極めて大きな負担となることが明らかとなりました。

本市といたしましては、まずは市民サービス水準を維持しつつ、財政健全化に向けた公共施設の今後のあり方について基本的な考え方を示し、次の世代により良い資産（施設）を残していくためにも、市民の皆様と一丸となってこの問題解決に向け鋭意取り組んでいくものとしします。

目 次

第1章 基本方針の策定に当たって	1
1 策定の目的	1
2 基本方針の位置付け	1
3 対象施設	1
第2章 公共施設をめぐる現状と課題	2
1 保有施設の現状	2
(1) 建物延床面積の内訳	2
(2) 築年別整備状況	3
2 公共施設を取り巻く社会状況の変化	4
(1) 人口減少社会の到来	4
(2) 厳しさを増す財政状況	5
3 公共施設の更新費用推計	6
第3章 課題解決に向けた公共施設適正配置基本方針	8

第1章 基本方針の策定に当たって

1 策定の目的

全市的、総合的な視点で、各施設の老朽化度やニーズ等を勘案しながら施設資源の再配置や統廃合を進めることで、市民ニーズに適応した適正な施設配置と施設保有量のスリム化を図り、必要性の高い行政サービスの持続的な提供に資するため、公共施設適正配置基本方針を策定します。

2 基本方針の位置付け

この基本方針は、上記目的を達成するために定めるものであり、これらを実現させるためには、より具体的な計画が必要となります。

各施設所管部署で定めている(今後定めるものも含め)施設整備計画等との整合性を保ちつつ、今後の「公共施設適正配置に関する基本計画」等の策定において、また、その後の具体的な個別案件について検討を進める際の基本的な考え方を整理したものです。

3 対象施設

公共施設のうち、道路、上下水道や公園などのインフラ(関連施設を含む)及び污水处理施設などのプラントを除いた、「建物を伴う施設」を対象とします。

【対象施設】

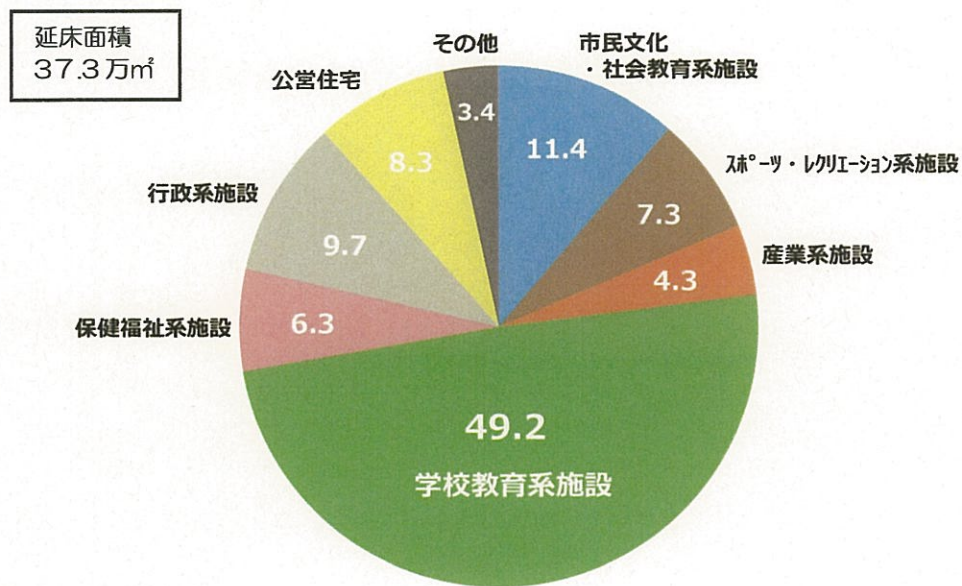
分類	施設数	延床面積(m ²)	主な施設
市民文化・社会教育系施設	37	42,355.38	文化会館(2)、公民館(12)、集会所(13)、コミュニティセンター(3)、図書館(4)
スポーツ・レクリエーション系施設	30	27,374.39	総合体育館、市民体育館、市営グラウンド(7)、仙元山公園遊園地
産業系施設	12	16,191.59	産業会館、多目的センター、農民センター、ふるさと物産センター、物産館
学校教育系施設	44	183,508.59	小学校(19)、中学校(10)、幼稚園(12)、給食センター(2)、教育研究所
保健福祉系施設	44	23,639.01	老人福祉センター(4)、障害福祉施設(2)、保育園(9)、学童保育室(19)
行政系施設	19	36,206.56	本庁舎、総合支所、別館、教育庁舎、消防本部、消防署(2)、分署(5)
公営住宅	11	30,830.43	市営住宅(11)
その他	15	12,803.14	
合計	212	372,909.09	

第2章 公共施設をめぐる現状と課題

1 保有施設の現状

(1) 建物延床面積の内訳

平成 24 年 4 月 1 日現在で、本市が所有する公共施設の建物延床面積は 37.3 万㎡あり、その約半分を学校教育系施設が占めています。



※公共施設の集計基準

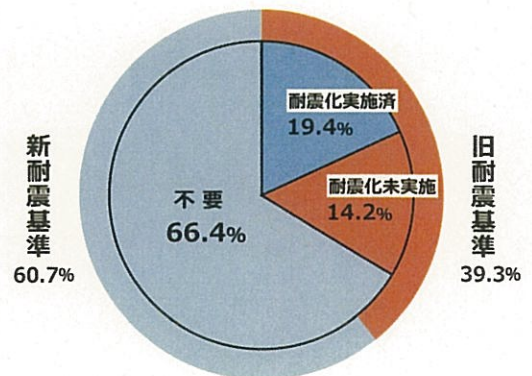
建物の延床面積は、文化財、小規模な倉庫、トイレ等及び上下水道施設、供給処理施設を除いています。

《耐震化の状況》

昭和 56 年の耐震基準の改正前後で比較すると、施設の 39.3%は旧耐震基準で建設されています。

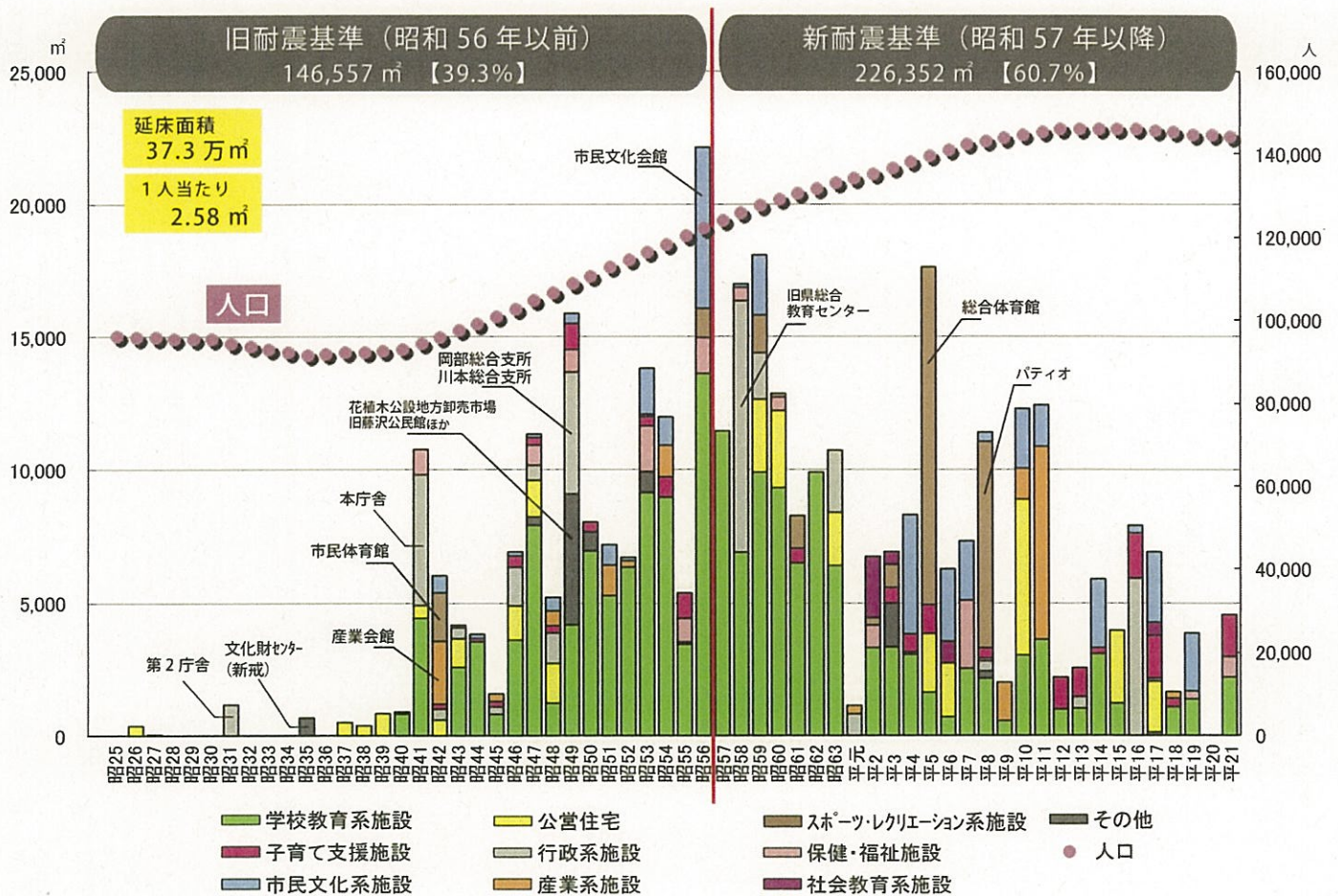
なお、学校施設を最優先で耐震化を進めた結果、平成 24 年度末には 100%を達成する予定です。

しかし、庁舎や産業系施設など学校施設以外の施設については、耐震化はほとんど進んでいないのが現状です。



(2) 築年別整備状況

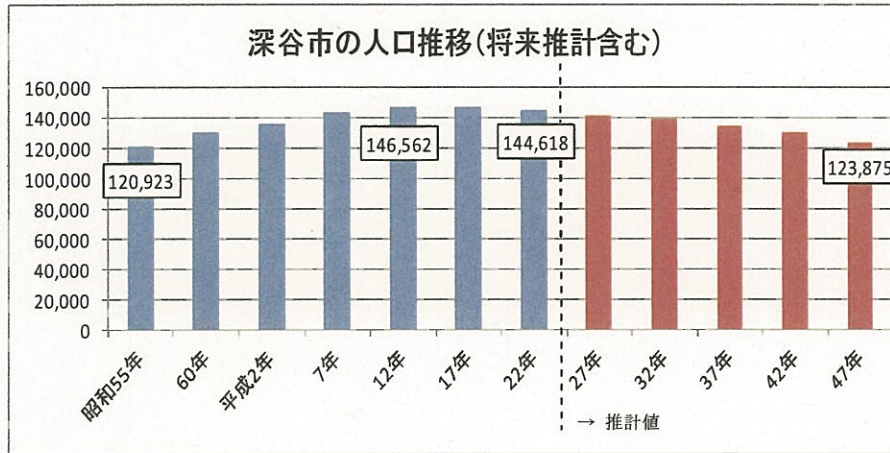
下記のグラフは、本市が保有する公共施設の延床面積を建築年別に表記したものです。
 現在本市が保有する建物は、人口増加が急速に進んだ昭和40年代～60年代にかけ、学校教育系施設を中心として建設されたものが多く占めていることが分かります。
 また、経過年数を見ると、建築後30年以上経過した建物が全体の39.3%を占めており、今後大規模改修や建替えの大きな波が訪れることが見込まれます。



2 公共施設を取り巻く社会状況の変化

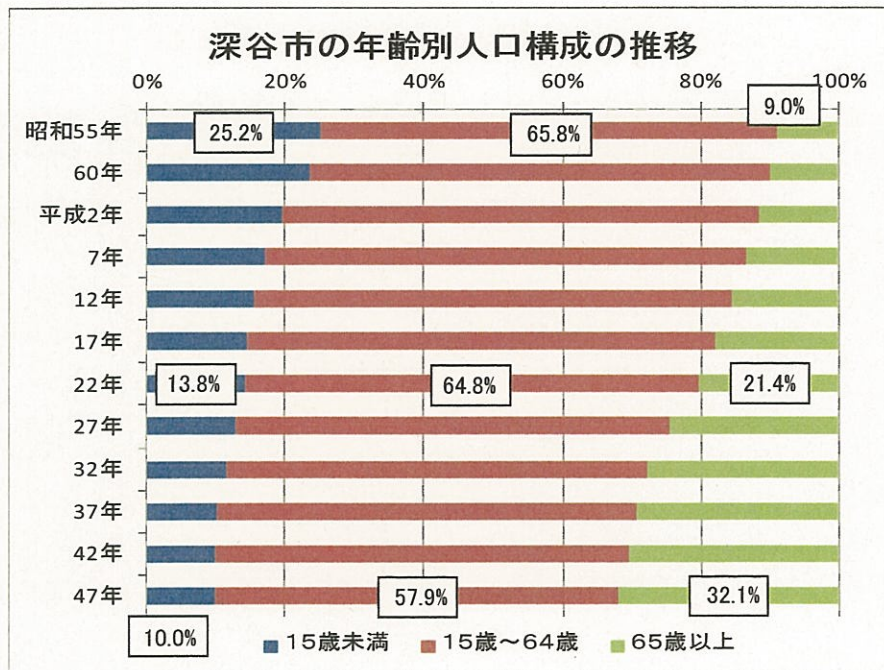
(1)人口減少社会の到来

本市の人口は近年まで緩やかに増加しておりましたが、平成12年の146,562人をピークとして、すでに減少に転じています。将来人口推計によると、本市の人口はこのまま減少が続き、平成47年には人口が12万4千人程度になると予測されています。これは昭和50年代後半の水準です。



現在の本市の人口構成(平成22年国勢調査)は、0～14歳の人口割合が13.8%、15歳～64歳の人口割合が64.8%、65歳以上の人口割合は21.4%となっています。

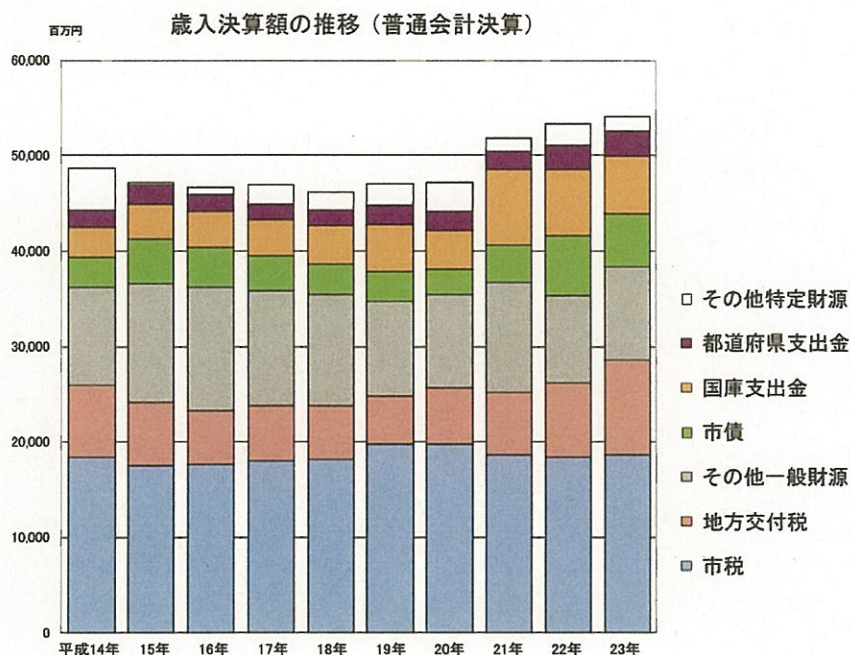
65歳以上の人口の割合は上昇を続けており、将来人口推計によると平成47年には32.1%になると予想されており、およそ3人に1人が65歳以上となります。



(2) 厳しさを増す財政状況

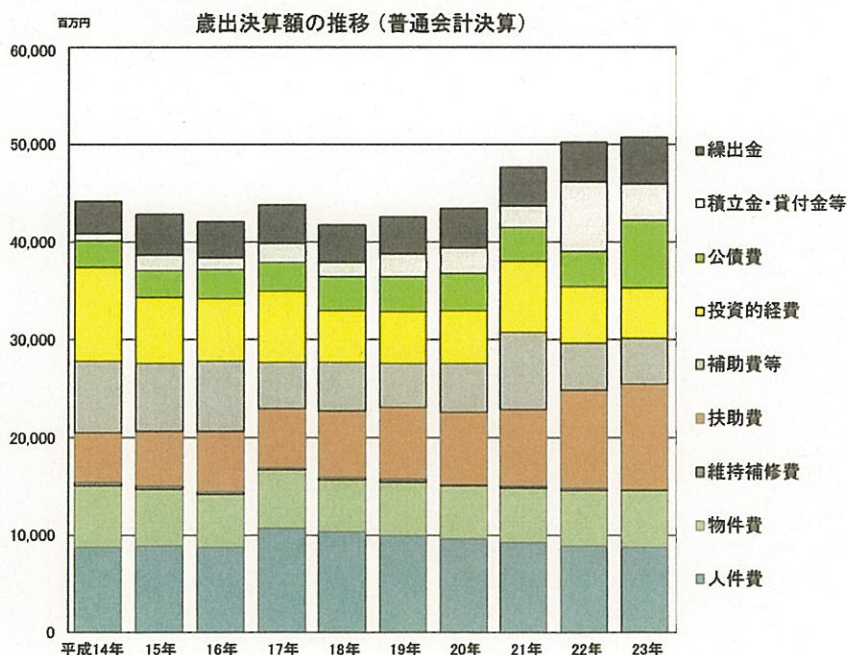
歳入のうち、自主財源である市税収入が占める割合は34.8%(平成23年度)であり、これは決して高い水準とはいえず、国や県からの交付金や支出金に依存している面が大きい財政状況といえます。

人口減少による市税収入の減少、地方交付税の削減による影響は今後ますます大きくなっていきます。



歳出の51.8%(平成23年度)は、人件費、扶助費、公債費といった市が任意に減少させることが困難な義務的経費で占められています。

合併による人件費の削減効果は徐々に表れていますが、扶助費は年々増加しており、平成18年度には67億円であったものが、平成23年度には106億円に上昇しています。

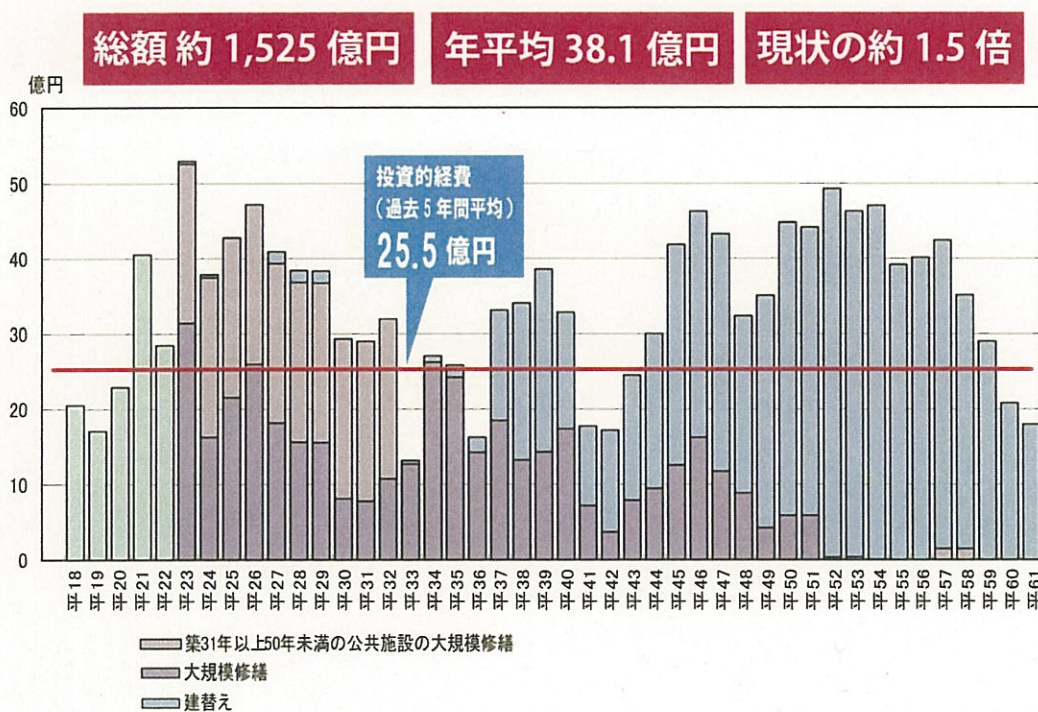


本市の今後の財政見通しですが、歳入面においては、生産年齢人口の減少による税収減、国からの交付金等の削減により依然厳しい状況が続きます。

歳出面においては、扶助費が増大していく中で、財政健全化に向け引き続き事業の見直しや経費節減を図るなど、効率的かつ効果的な行財政運営に努めていくことが不可欠ですが、更なる歳入歳出の適正化を図りつつも、ますます厳しい財政運営が続くことが予想されます。

3 公共施設の更新費用推計

現在本市が保有する施設を耐用年数経過後に、同じ延床面積で更新したと仮定した場合(※1)、今後40年間の更新費用の総額は約1,525億円で、試算期間における平均費用は年間38.1億円となります。過去5年間(平成19年度～23年度)の公共施設にかけてきた投資的経費(※2)は、年平均約25.5億円ですので、現状の約1.5倍の費用がかかる試算となります。



※1 整備年度ごとの延床面積に更新単価を乗じることにより試算しています。

なお、建築物の耐用年数は60年と仮定し、建築後30年で大規模改修を行い、その後30年使用した後、建替えると仮定しています。

※2 投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のこと。

今後の財政見通しにおいて、歳入が短期的にも中長期的にも減少こそするも、回復する見込みは薄く、また、増加の一途をたどる扶助費等の削減が困難な状況では、従来どおり、今ある施設を維持しながら、今後発生する施設更新(大規模改修や建替え)の大きな波に耐えることは、大変厳しいと言えます。



第3章 課題解決に向けた公共施設適正配置基本方針

市民サービス水準を維持しつつ、財政健全化に向けた今後の公共施設における適正配置を推進していく上で、次のとおり基本となる方針を定めます。

(1) 施設の仕分け（統廃合）を行う

今後の人口推移、市民ニーズの変化、財政状況を踏まえた上で、必要とされるサービスとそうではないものについて慎重に調査・分析し、公共施設の保有総量の圧縮（スリム化）を目指します。

(2) 多機能化、複合化を図る

「一つの目的で一つの施設を作る」という過去の考え方から脱却し、「施設重視」から「機能重視」へ転換することで、柔軟な用途変更（※）を核とした施設の多機能化、複合化を図り、スリム化を目指します。

※用途変更において、補助金をもらって建設した施設は補助金の返還という制約が生じる場合がありますが、長期的な視野に立ち、費用対効果を十分見極めながら検討するものとします。

(3) 原則として新たな施設は建設しない

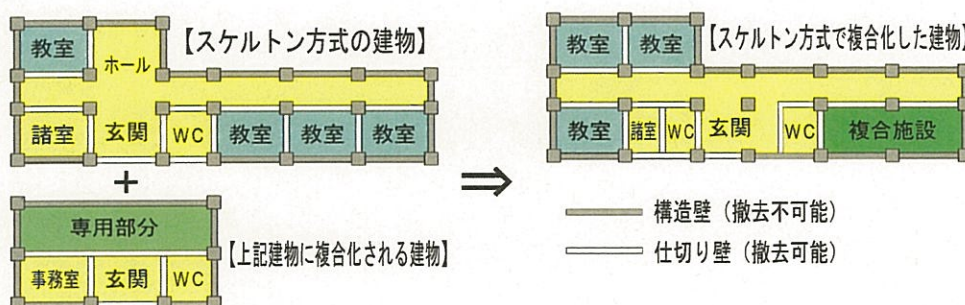
耐用年数を経過した建物や統廃合による建替えを除き、原則として、新たな建物は建設しないこととします。新規ニーズに対応するため新たな施設が必要となる場合でも、まずは既存施設の有効活用を検討した上で、必要最小限度の面積で整備することとします。

(4) 既存施設の優先順位付けと計画的な保全による長寿命化

社会環境の変化に応じた施設更新の優先順位付けを行うとともに、施設の長寿命化を図るための計画的な保全を実施し、限られた資源の選択と集中を推進します。

(5) 市民ニーズの変化に対応できる構造の採用

今後建設する建築物は、長寿命構造とするとともに、建物の躯体（スケルトン）と内装や設備（インフィル）とを一体化しない「スケルトン・インフィル（S I）方式」での施設整備を行い、間仕切壁の撤去や変更等を容易とすることで、中長期的な社会環境の変化や市民ニーズの変化に対し、柔軟かつ効率的な対応を可能とします。



※上図は学校を例としたイメージ図です。

(6) 市民協働・官民連携の推進

施設の用途や目的、実情に応じて、地域に管理・運営を任せることや、無償譲渡なども検討します。

また、積極的な指定管理者制度の導入や、PFIやPPPなどの民間活力の導入により、設計・建設から管理・運営まで民間で行うなど、より効果的、効率的な管理・運営を推進します。

(7) 組織横断的部署による一元的な管理

全庁的な視点から、市保有施設の效果的、効率的な施設管理が行えるよう、分散して管理しているデータを一元的に管理し、全庁的施設マネジメントができる体制を整備します。

なお、適正配置に向けた取組の牽引役、進捗管理等も含め、総合調整に係る事務についても一元的管理を行う部署が担うものとします。